

パートナー金融機関の取組例について

- ・ パートナー金融機関に実施いただきたい省エネ支援は、省エネ・地域パートナーシップ憲章と参加要件に記載のとおりですが、具体的な取組内容についてご質問をいただいたため、以下に例示いたします。
- ・ 省エネ・地域パートナーシップにおける「中小企業等」は中小企業または個人事業主を指しています。

参加要件	実施方法	具体的な支援内容
本パートナーシップ関係者やその他支援機関が行う省エネ支援（エネルギー管理状況の見直し及び省エネ設備導入に資するもの）等について、主体的に情報を収集し、支援を要する地域中小企業等に向けて、 営業活動やセミナー、web ページ等を通じて定期的に情報発信を行うこと。	情報発信	<p>中小企業等が活用可能な省エネ診断や省エネ補助金等の省エネ支援策に関する情報について、営業担当者による個別の紹介、金融機関のホームページ、チラシ・パンフレット、メルマガ及びセミナー等を通じて定期的に発信し、活用を促す。</p> <p>※セミナーは自治体や他の支援機関等との共催も含む。</p>
パートナー金融機関である旨をHP等に掲載し積極的にPRすること。		パートナー金融機関として、中小企業等の省エネを後押しする旨をホームページ、ポスター、名刺等に掲載し、積極的にPRする。

地域中小企業等に対して、適切なタイミングで パートナー省エネ支援機関が実施する省エネ診断や、省エネ補助金等の支援策の紹介を行うこと。	支援策の紹介	中小企業等の課題や省エネ取組の状況を踏まえて、事務局が提供するドアノックツール等を活用し、適切な支援策を紹介する。
---	--------	---

地域中小企業等が円滑に支援等を活用できるよう、 パートナー省エネ支援機関への紹介や個別相談の機会を設けること。	パートナー省エネ支援機関への紹介	中小企業等にとって適切な支援を提供するパートナー省エネ支援機関に紹介する。
	個別相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業担当者や本店の省エネ担当者が中小企業等と個別に面談を行い、省エネに関する取組状況や課題、今後の対応について助言する。 ・ 省エネ支援策の紹介に加えて、省エネを進めるための着眼点・余地を、事務局等から提供される資料をもとに助言する。

地域中小企業等の省エネに資する支援措置の実施を検討すること。 必要に応じて、パー	見える化ツールの紹介・提供	中小企業等が自らのエネルギー使用状況等を把握する際に活用できるツールを、事務局等から提供される情報も参考に紹介・提供する。
---	---------------	---

トナー機関をはじめとする外部団体と連携すること。	融資	本パートナーシップ関係者の省エネ支援を受けた地域中小企業等が、省エネに資する設備の新設、増設、更新時に活用可能な、融資利率の低いメニューを提供する。
利子補給補助金を活用した融資		省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費の指定金融機関として登録し、省エネ設備の新設・増設を行う中小企業等に対して融資支援を行う。
補助金申請サポート		省エネ補助金等の、省エネ設備投資に活用可能な補助金の申請支援を行う。
専門人材・機関の裾野拡大		地域で省エネ助言等を行う人材・機関を増やすため、専門的知見を有する個人・法人に、診断事業等の紹介を行う。